

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（既存盛土分布調査）業務仕様書

第1 業務目的

本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第4条に規定する基礎調査として、既存盛土の分布を把握するとともに、安全性把握調査に係る優先度評価に向けた方針整理を行うことを目的とする。

第2 調査対象

1 調査範囲

既存盛土の調査範囲は、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市を除く兵庫県内36市町（7,109.45km²）とする。

2 調査対象期間

（1）50cmメッシュDEMデータ整備済みの区域

イのDEM（数値標高モデル）データが整備済みである区域については、アとの標高差分図から既存盛土を抽出することを基本とし、アに係る測量時点からイに係る測量時点までに行われた盛土を対象とする。

ア 兵庫県_全域DEM（2010年度～2018年度）

<https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/2010-2018-hyogo-geo-dem>

航空レーザ測量時点：2010年度～2013年度

（注）データセットの名称は測量時点と一致していない。

イ 兵庫県50cmメッシュDEM（2021～2022年度）

<https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/2022-hyogo-geo-dem>

航空レーザ測量時点：2021年度～2022年度

（2）その他の区域

（1）の調査対象期間と同等以上の幅をもった期間とし、収集資料の整備状況等を踏まえ、発注者と協議の上決定する。

3 調査対象規模

調査の対象は、盛土であって、当該盛土をする土地の面積が500m²を超えるものとする。

第3 適用範囲

1 業務の履行に当たっては、契約図書、本仕様書によるほか、以下の関係法令及び諸規程等によるものとする。

（1）盛土規制法及び同法政省令

- (2) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（農林水産省、国土交通省）
- (3) 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）（国土交通省、農林水産省、林野庁）
- (4) 盛土等の安全対策推進ガイドライン（国土交通省、農林水産省、林野庁）
- (5) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省、農林水産省、林野庁）
- (5) その他関係法令及び条例、基準、マニュアル等

第4 計画準備

- 1 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と十分に協議を行い、次の各号について記載した業務実施計画書を作成の上、提出しなければならない。
 - (1) 業務体制・配置計画
 - (2) 業務工程
 - (3) 業務実施方法
 - (4) 安全管理計画
 - (5) 緊急時の連絡体制
- 2 受注者は、前項の業務実施計画書について、発注者の承認を得るまでは、作業の着手をしてはならない。また、受注者は、発注者の承認を得た業務実施計画書に基づき、本業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、発注者の承認を得た業務実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、変更した業務実施計画書を発注者に提出の上、承認を得なければならない。

第5 打合せ・調整

- 1 受注者は、本業務の進捗及び成果品の精度の向上を図るため、発注者と十分な打合せ・調整を行わなければならない。
- 2 受注者は、前項による打合せ・調整を行った後、速やかに打合せ記録を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。
- 4 受注者は打合せ時以外においても、作業の進捗状況を随時報告し、監督員の指示を受けなければならない。

第6 既存盛土分布調査

1 資料収集整理

受注者は、本業務の実施に必要な資料を収集し、活用できるように整理するものとする。

収集する資料は、第2の1の調査範囲を包含する数値地形図、第2の2の調査対象期間に対応する2時点の衛星画像又は空中写真など、既存盛土の抽出に必要な資料とし、調達にかかる費用は受注者の負担とする。

なお、次に掲げるDEMデータについては、県から貸与する。データの受け渡しに必要な記憶媒体は、フォーマット済みのものを受注者が用意するものとする。

(1) 第2の2(1)アのDEMデータ：テキスト形式

(2) 第2の2(1)イのDEMデータ：GeoTIFF形式

2 既存盛土分布調査（机上調査）

DEMデータの整備状況に応じて、以下の方法により机上調査を行う。

なお、受注者の提案により、発注者の承諾を得てこれら以外の調査方法を採用することができる。

(1) 50cmメッシュDEMデータ整備済みの区域

2時点のDEMデータから標高差分図を作成し、標高が1m以上増加したメッシュが500㎡以上連続する領域を抽出する。

収集した資料を基に、抽出された領域から盛土でないもの及び公共施設用地を除外する。ただし、一体的に開発された区域について、開発区域内の公共施設用地を除外することは要しない。

(2) その他の区域

2時点の衛星画像又は空中写真により、盛土に起因する500㎡以上の地形変化が疑われる箇所を抽出する。

抽出方法は、植生の活性度を表す指標であるNDVI（正規化植生指数）と裸地において大きな値を示す指標であるGSI（粒度指数）の組合せによるNDVI-GSI解析手法を基本とする。これらの解析結果と数値地形図との重畳を行い、これを判読することにより既存盛土を抽出する。

3 既存盛土分布調査（現地調査）

机上調査のみによっては盛土であるかどうか判別できない箇所については、必要に応じて現地調査を行う。

4 既存盛土分布図の作成

2及び3の調査により抽出した既存盛土の領域を示す地物（ポリゴン）に以下の属性情報を搭載するGISデータとして、既存盛土分布図を作成する。

(1) 識別するための番号

(2) 面積

(3) 1 から 3 までの調査で得られた情報のうち、第 7 で作成する調査計画を踏まえ、後続作業に資するものとして発注者と協議の上定める項目。

あわせて、国土数値情報として公開されている大規模盛土造成地のレイヤーを GIS データに含めること。

5 既存盛土一覧表の作成

既存盛土の属性テーブルを書き出し、Excel 形式で一覧表に整理する。

第 7 安全性把握調査に係る優先度調査の方針整理

基礎調査実施要領(既存盛土等調査編)を踏まえ、以下に掲げる項目を柱として、安全性把握調査に係る優先度調査の方針を整理する。

なお、取りまとめに当たっては、方針の案の妥当性について受注者が有識者の意見聴取を行い、適切に反映させること。当該意見聴取にかかる費用は、受注者の負担とする。

- 1 安全性把握調査に係る優先度調査のフロー
- 2 リスク評価に必要な調査計画の作成
- 3 リスク評価の考え方の整理

第 8 成果品

本業務の成果品は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 成果報告書 (A4判) | 2 部 |
| (2) 成果報告書電子媒体 | 1 部 |
| (3) GIS データ (オリジナルデータ及び QGZ ファイル) | 1 式 |
| (4) 既存盛土一覧表 (Excel ファイル) | 1 式 |
| (5) 収集整理した資料 (県が貸与したものを除く) のデータ | 1 式 |
| (6) その他発注者が指示するもの | 1 式 |

第 9 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日 (金) まで